

# 平成30年7月豪雨による災害を受けられた方への貸付について

## ◆ 災害援護資金（実施主体：市町村）

項目	内容
○対象者	災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた方 (例えば世帯主が1ヶ月以上の負傷を負った、家財の1/3以上の損害を受けた、住居が半壊若しくは全壊した場合など。)
○貸付限度額	350万円
○利率	年3% (利子補給制度により実質無利子)
○据置期間	3年以内 (特別の場合5年)
○償還期間	10年以内 (据置期間を含む)

※詳細は、各市町村役場へご相談ください。

## ◆ 生活福祉資金（実施主体：県社協）

### 1 緊急小口資金

項目	内容
○対象者	低所得世帯 ※所得制限 (収入基準額) があります。
○用途目的	一時的な生活費
○貸付限度額	10万円
○利率	無利子
○据置期間	2か月以内
○償還期間	12か月以内
○連帯保証人	不要

### 2 福祉費

項目	内容
○対象者	低所得世帯 ※所得制限 (収入基準額) があります。
○用途目的	○被災した住宅の復旧及び家財の購入費用 ○転宅費用 ○給排水設備や電気設備等設置費用など
○貸付限度額	150万円
○利率	無利子 (連帯保証人なしの場合：島根県による利子補給制度により無利子)
○据置期間	6か月以内
○償還期間	7年以内
○連帯保証人	原則1名必要。(ただし、連帯保証人なしでも貸付可)

※詳細は、江津市社協 (0855-52-2474)、島根県社協 (0852-32-5996) へご相談ください。